

## 意見書について

本学校運営協議会では、保護者の皆様、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承ります。本校教育活動の一層の向上に向け、学校と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

### (1) 意見書の様式及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により様式が規定されています。また、お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

### (2) 意見書の送付方法

- ・本校あてに、封書にて郵送。(学校運営協議会の事務局が対応し、学校運営協議会に意見を伝えます。)
- ・本校事務室に設置の専用箱に投函。(同上)

### (3) 留意事項

- ・いずれの場合も、お子様の学年、組、番号、名前及び保護者の名前、連絡先など、様式に定められた必要事項について必ずご記入ください。
- ・学校運営協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。
- ・いただいたご意見につきましては、学校運営協議会としての調査審議を行う上で、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります